

入札にあたっての注意事項（令和 8 年度）

適切な入札執行を図るために、次の点についてご注意ください。

令和 8 年 4 月 契約検査課

1 入札方式について

入札方式は、次のとおりとします。

（1）条件付一般競争入札

令和 8 年度より条件付一般競争入札における発注区分（通常型・小規模型）を廃止し、一本化します。

なお、引き続き電子入札で行い、落札決定に際しては、従前どおり書面による事後審査方式を継続します。

業種区分	対象金額
建設工事	設計金額 200 万円超
建設関連業務委託	設計金額 100 万円超

● 入札日程は、契約検査課ホームページで確認してください。

※ 当初スケジュール以外の入札日程で実施する場合がありますので、契約検査課ホームページの確認を頻繁に行うようお願いいたします。

（2）指名競争入札

建設工事等案件において、契約検査課で行う指名競争入札は、次のいずれかに該当する案件で、入札審査委員会でその必要性が認められた案件を限定対象とします。

- ア 性質又は目的が一般競争入札に適しない案件
- イ 対象業者が限定されている案件
- ウ 技術的難易度が高い工事
- エ 施工実績を考慮する必要がある案件
- オ 地域性を考慮する必要がある案件
- カ 上記のほか特別な理由があると認められる案件

※ 指名競争入札を実施する場合は、条件付一般競争入札の公告予定日に、指名通知書を発行しますので、電子メールの確認を行ってください。

2 最低制限価格等の設定方法について

具体的な設定方法は下記のとおりです。

(1) 建設工事

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(R4)に準拠し、「92/100～75/100」の範囲内で、次の式により算定した金額(原則万円止め)を最低制限価格として設定します。

$$\begin{aligned} \cdot \text{最低制限価格} = & (\text{直接工事費} \times 97\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) \\ & + (\text{現場管理費} \times 90\%) + (\text{一般管理費} \times 68\%) \end{aligned}$$

※ 総合評価落札方式案件において設定する調査基準価格も最低制限価格と同様の式により算定します。失格基準価格は、算定した調査基準価格から予定価格に5%を乗じた額を差し引いた額とします。

※ 公契連モデル式算定に馴染まない案件(溝蓋敷設工事、解体工事など)の最低制限価格は、「92/100～75/100」の範囲内で入札審査委員会において決定した一定の率を予定価格に乗じて算定します。

$$\cdot \text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times (92/100 \sim 75/100)$$

(2) 建設関連業務委託

最低制限価格の設定範囲は、「92/100～75/100」の範囲内で入札審査委員会が決定した一定の率を予定価格に乗じて算定します。

$$\cdot \text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times (92/100 \sim 75/100)$$

3 予定価格・最低制限価格等の公表について

予定価格及び最低制限価格は、原則として事前公表とします。但し、一部の案件については事後公表とします。

(1) 建設工事

$$\cdot \text{予定価格} = \text{事前公表} \quad \cdot \text{最低制限価格} = \text{事前公表}$$

※ 事後公表とする案件

○ 総合評価落札方式案件

$$\cdot \text{予定価格} = \text{事後公表} \quad \cdot \text{調査基準価格及び失格基準価格} = \text{事後公表}$$

○ 入札審査委員会で事後公表として選定した案件

国からの通知や指導を踏まえ、前年度と同様に最低制限価格の事後公表を試行します。なお、下位ランク業者がメインとなる小規模型案件においては、通常型より短縮された日程の中での積算が大きな負担となることから、各工種の上位ランクを対象とした案件の中から選定します。

$$\cdot \text{予定価格} = \text{事前公表} \quad \cdot \text{最低制限価格} = \text{事後公表}$$

(2) 建設関連業務委託

$$\cdot \text{予定価格} = \text{事前公表} \quad \cdot \text{最低制限価格} = \text{事前公表}$$

※ 造園関係業務委託案件の予定価格及び最低制限価格は、「事後公表」とします。

4 契約保証金の納付について

契約締結に係る契約の保証については、契約約款で「契約の締結と同時に、保証を付さなければならない。」と規定されています。

つきましては、落札候補者となった場合は、契約の保証についての準備を進め、次のとおり事務処理を行ってください。

(1) 契約保証金（現金）で納める場合

落札決定日以降に納付書を契約検査課にてお渡ししますので、予め電話連絡していただき、契約検査課窓口で納付書を受け取り（納付書は「契約保証金等提出書」と引き換えになります）、契約日までに現金を納付してください。

(2) 保険又は保証の場合

保険（保証）期間は、落札決定日又は契約日から工期末日（履行期間の末尾）となるように申し込みし、証書（証券）を契約書と併せて提出してください。

●契約約款の抜粋

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに履行保証証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

5 技術者の配置及び現場代理人の常駐について

建設工事における技術者の配置や現場代理人の常駐については、建設業法等を遵守のうえ、「現場代理人・主任技術者・監理技術者等の配置運用について」及び「太田市入札参加資格停止措置要領」の運用を徹底し、適正な配置を確保します。

(1) 技術者等の配置については、ホームページに掲載している「現場代理人・主任技術者・監理技術者等の配置運用について」を必ず一読し、適正な配置及び施工監理に努めてください。

(2) 太田市では事後審査制を採用しており、指定の様式にて配置技術者等の資格確認を実施しています。手持ち工事の状況、技術者の資格の有無、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認しますので、書類の不備が無いようにお願いします。

※ 規定に違反して入札参加資格停止処分になると、業者としての信頼が失墜します。また、等級格付などにも影響がありますので、法令等を遵守し、適正な施工をお願いします。

6 社会保険等未加入業者の排除について

建設業等の持続的な発展に必要な人材の確保と、事業間における公平で健全な競争環境の構築を図るため、次のとおり社会保険等未加入の建設業者への対応を厳格にしています。

令和8年度より下請契約における社会保険等未加入業者への対策をさらに強化します。
なお、社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のこととします。

(1) 元請業者について

太田市が発注する200万円を超える建設工事や100万円を超える建設関連業務委託においては、社会保険等に加入していること。(但し、社会保険等加入適用除外事業者(※1)を除く)

なお、社会保険等未加入業者は、入札参加資格申請(ぐんま電子入札共同システム)を行いません。

(2) 下請業者について

元請業者の責務として、下請業者(再下請業者含む)に対して社会保険等未加入に係る指導を行うことを求めます。

請負金額が200万円を超える建設工事案件については、原則として社会保険等未加入業者との一次下請負いを認めないものとします。(但し、社会保険等加入適用除外業者や、特別の事情(※2)があると認められる場合を除く)

(3) 提出書類について

太田市が発注する建設工事を受注する際に、落札候補者には「下請負に関する誓約書」を、受注者(落札者)には「下請負に関する届出書」を提出していただきます。

また、社会保険等未加入業者(社会保険等加入適用除外事業者を除く)と一次下請契約をした場合には、「下請負に関する理由書」の提出を求めるものとします。

なお、「下請負に関する理由書」の下請負契約理由が、特別な事情があると認められない場合、当該案件の受注者を入札参加資格停止措置の対象とします。

※1 「社会保険等加入適用除外事業者」とは、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法に規定する適用除外事由であり、「常時5人未満の従業員」等の規定があります。

※2 「特別の事情」とは、特殊性を有する工種で当該業者の施工が不可欠であると発注者が認めるもの。

7 電子入札における注意事項

入札参加申請を行い、時間と労力を掛けて入札金額を積算しても、入札手続きに不備があると、入札が無効又は失格となってしまいます。また、不備の内容によって、口頭注意や書面注意となりますので、十分に注意し、入札手続きを行うようお願いいたします。

(1) 口頭注意となる事例

- ア 入札期日内に辞退又は入札を行わないで入札書不着となるもの
- イ 事前公表されている最低制限価格を下回る入札金額であるもの
- ウ 事前公表されている予定価格を上回る入札金額であるもの

(2) 書面注意となる事例

- ア 落札候補者となった後に、入札公告等で定めた技術者の配置ができないもの
- イ 落札候補者となった後に、入札公告等で求めた施工実績が提出できないもの

(3) 口頭注意には該当しないが無効となる事例

- ア 工事費内訳書に会社名などが記載されていないもの
- イ 異なる案件の工事費内訳書を誤って添付したもの
- ウ 工事費内訳書の金額や計算に誤りがあるもの
- エ 入札金額と工事費内訳書の本額が不一致であるもの
- オ 「万円止め」と指示のある案件で、万円未満の本額で入札したもの

8 工事費内訳書への労務費等の記載

建設工事の入札時に提出する工事費内訳書中に、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」の記載が義務付けられたことから、令和8年度から入札公告及び指名通知時に配布する工事費内訳書のひな型中に、当該記載欄を追加しますので、入札時に記載し提出してください。

詳細はホームページの「[工事費内訳書への労務費等の記載](#)」をご確認ください。

9 労務費ダンピング調査の試行

労務費等を記載した入札金額の内訳書を提出することが、入札者に義務付けられ、発注者に対しては、提出された書類の内容確認等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

これを受け、令和8年度から入札時に提出された入札金額の内訳書に適正な労務費が確保されているかを確認する方法として国土交通省が策定した「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づき、設計金額が4500万円以上の建設工事案件について、労務費ダンピング調査を試行することとします。

詳細はホームページの「[労務費ダンピング調査の試行](#)」をご確認ください。